

◎ 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○ 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成二十七年法律第十六号）（抄）
 （網掛け部分は修正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（特定防衛調達についての国の債務負担） 第二条 国が特定防衛調達について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降七箇年度以内とする。</p>	<p>（特定防衛調達についての国の債務負担） 第二条 国が特定防衛調達について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。</p>	<p>（特定防衛調達についての国の債務負担） 第二条 国が特定防衛調達について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。</p>